業務委託契約終了に伴う退職関連手続きの変更点

福祉医療機構 新システム操作説明会資料

2024年11月22日

一般社団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会

はじめに

今回の資料および説明は、

業務委託契約に基づき共済会が取り扱っていた、

機構分の退職手続きについてまとめています。

主に、<u>共済会の加入職員</u>に関わる内容となりますので、 あらかじめご承知おきください。

※ 共済会分の申請手続きに変更はありません

用語説明

資料内で使用する略語の意味は以下の通りです

スライド上の表記	説明
共済会	北海道民間社会福祉事業職員共済会
申請書類	退職金請求に関わる書類
決定通知書	共済会分の退職一時金支給決定通知書
源泉徴収票	退職所得の源泉徴収票
機構	福祉医療機構
新システム	退職手当共済新システム

もくじ

1.機構分の申請は全て機構に

- 2. 申請方法の切り替えタイミング
- 3. 共済会分を含む申請の流れ
- 4. 退職金額回答時の内容が変わります
- 5.まとめ

1. 機構分の申請は全て機構に

機構の新システム導入に伴い、

共済会・機構間の業務委託契約が12月末で終了し、

機構分の申請は、全て機構宛になります。

※ 原則、全てオンライン申請になります

そのため、業務委託契約の終了後は、

共済会宛に機構分の書類を送らないよう

ご協力をお願いします。

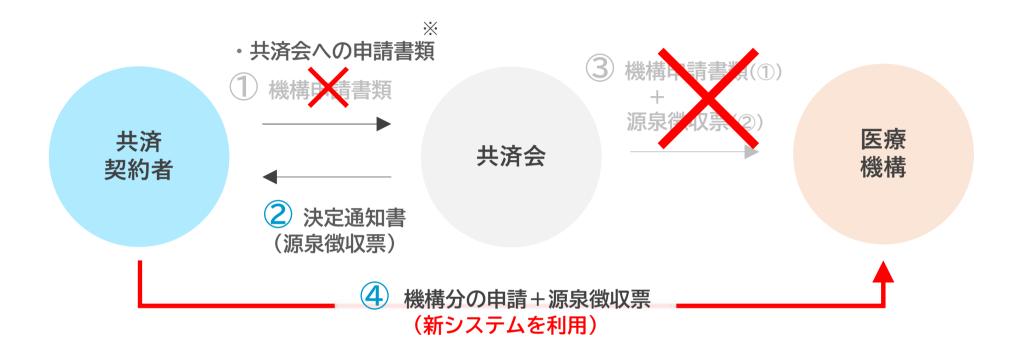
いままでの申請手順



- ・機構申請書類の受付・チェック(1)
- ・共済会制度分の源泉徴収票を代行作成(②)
- ・機構申請書類へ源泉徴収票の添付・郵送(③)

業務委託契約に基づき、これらの作業を共済会が行っていました

これからの申請手順



共済会制度分の源泉徴収票代行作成(2)以外の作業を、 共済契約者が行うことになります(3)から4へ)。

※ 共済会分の退職金申請には変更ありません

もくじ

1.機構分の申請は全て機構に

2. 申請方法の切り替えタイミング

- 3. 共済会分を含む申請の流れ
- 4. 退職金額回答時の内容が変わります
- 5.まとめ

2. 申請方法の切り替えタイミング

2024年 12月1日

を、基準日としてお考えください

※ 共済会制度分の退職金支給対象者の場合

該当する条件は?

- <u>退職日</u> が <u>2024年12月1日 以降</u> または、
- 共済会への書類到着 が 2024年12月1日 以降

どちらかに該当した場合は、

機構分の退職金申請を新システム で行ってください

なぜそんなに早い時期から?

A. 共済会制度分の源泉徴収票発行タイミングによるものです

前ページの条件に該当する場合、

源泉徴収票の発行は1月以降=新システム稼働後になります

具体的には、

- ・<u>退職日が12/10</u> の場合 ▶ <u>1月中旬</u> に源泉徴収票が発行
- ・退職日が10/31、書類到着が12/5 の場合 ▶ 1月下旬 に源泉徴収票が発行

※ 共済会分の手続きが最短で進んだ場合

一部例外があります

下記のいずれかに該当し、さらに<u>12月中に申請書類を投函</u>できる場合は、 共済会宛に郵送してください。

- 共済会の制度に未加入 (=法人が未入会の場合も含む)
- 共済会制度分を継続異動する(=退職金が支払われていない)
- 共済会制度分の退職金が2024年11月末までに送金済
- ※ 上記に該当する場合でも、 投函が1月以降になる場合は、新システムで作業してください

もくじ

- 1.機構分の申請は全て機構に
- 2. 申請方法の切り替えタイミング
- 3. 共済会分を含む申請の流れ
- 4. 退職金額回答時の内容が変わります
- 5.まとめ

3. 共済会分を含む申請の流れ

お詫び

説明会開催までの期間でお問い合わせをいただいた際、

一部のご質問に対して、

「源泉徴収票がないと新システムの作業ができない」

という回答をしておりました。

正しくは、

源泉徴収票の到着前からでも作業が可能 となります。

機構の退職金請求に必要なもの

機構分の退職金請求において必須となる手続きは、

「退職届」と「請求書」の作成です。

※ 本人確認書類のアップロード作業などは「請求書」作成に含む

さらに請求の内容・方法に応じて、

- ・共済会の退職金支給がある=「源泉徴収票」
- ・請求書の作成を共済契約者が代行する= 「委任状」

これらの添付(アップロード)が必要になります。

機構分退職金の請求方法

「誰が請求書を作成するか?」によって、以下の2パターンに分けられます

● 退職者本人が請求書を作成する場合



● <u>共済契約者</u>が請求書作成を<u>代行</u>する場合



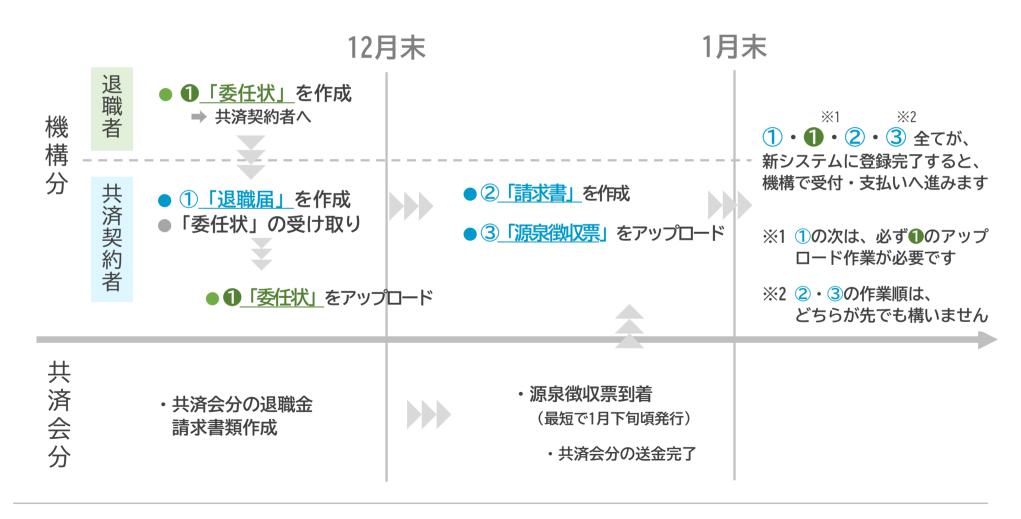
退職者本人が請求書を作成する場合

- ・退職者本人が行う作業 ① 請求書の作成
- ・共済契約者が行う作業 ① 退職届の作成 ② 源泉徴収票のアップロード *QRコードの受け渡し



共済契約者が請求書作成を代行する場合

- ・退職者本人が行う作業 ①委任状の作成
- ・共済契約者が行う作業 ①退職届の作成 ●委任状のアップロード ②請求書の作成 ③源泉徴収票のアップロード



源泉徴収票はどこに?

共済会制度分の送金前に発行している

「退職一時金支給決定通知書」の下部が源泉徴収票になっており、

新システムには**決定通知書をそのままアップロード**できます。

● HKねっとで受け取っている場合 ** PDFファイルをそのまま使用できます

- ※ 同じ送金日に複数退職者がいる場合は、ファイルを分割する必要があります
- 郵送で受け取っている場合スキャン等で書類をデータ化する必要があります

もくじ

- 1.機構分の申請は全て機構に
- 2. 申請方法の切り替えタイミング
- 3. 共済会分を含む申請の流れ
- 4. 退職金額回答時の内容が変わります
- 5.まとめ

4. 退職金額回答時の内容が変わります

「退職一時金に関する情報開示依頼書」で 退職金の額をお問い合わせいただいた際、 対象が機構加入者の場合は、機構分目安額も回答していました。

今後、機構現行システムの利用停止以降(12/11~)は、

共済会分の金額回答のみ

の対応とさせていただきますのでご了承ください。

もくじ

- 1.機構分の申請は全て機構に
- 2. 申請方法の切り替えタイミング
- 3. 共済会分を含む申請の流れ
- 4. 退職金額回答時の内容が変わります
- 5.まとめ

- 1.機構分の申請は全て機構に
 - ▶機構への申請は原則オンラインで

- ▶ 機構の書類は共済会に送らない
- ▶ 電話・メールの問い合わせも機構宛に

(機構 退職共済課: 0570-050-294 ※ ナビダイヤル)

2. 申請方法の切り替えタイミング

▶ 12月1日を基準日として考える

新システムを利用	 (共済会の制度に加入していて) ・退職日が12月1日以降 ・共済会への書類到着が12月1日以降 のどちらかに該当する場合 (下記の例外には該当するが)
	・投函が1月以降になる場合
例外(共済会へ送る)	 ・共済会の制度に未加入 ・共済会制度分を継続異動 ・共済会制度分の退職金が11月末までに支払い済 上記のどれかに該当し、12月中に投函できる場合

- 3. 共済会分を含む申請の流れ
- ▶本人が請求書を作成する場合 QRコードの受け渡しを忘れずに
 - ▶ 共済契約者が作業を代行する場合 委任状の受け取りを忘れずに

- 4. 退職金額回答時の内容が変わります
 - ▶ 12月11日以降は共済会分だけの回答
 - ▶ 機構分は機構HPのシミュレーションで